

教育民生常任委員会

(平成26年10月17日)

○ 中川雅晶委員長

おはようございます。では、定刻になりましたので、教育民生常任委員会を始めさせていただきますと思います。

本日は、土井委員並びに小川委員からは欠席の連絡をいただいております。また、石川委員は少しおくれるということで連絡をいただいておりますので、報告をさせていただきます。

傍聴者はまだおみえになっておりませんので、本日はお手元の事項書のとおり、まず、所管事務調査のやり残していた分、積み残していた分の学童保育のあり方についてを議題とさせていただきます。その後、協議会で、児童発達支援センターあけぼの学園の移転整備についての報告をいただきますので、よろしく願いをいたします。

それから、あと、最後に、10月6日に開催されました議会報告会、シティ・ミーティングでいただいた意見について、確認と整理をお願いしたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、冒頭、部長、何か挨拶。

○ 市川こども未来部長

7月、8月と2回、所管事務調査、休会中にしていただきまして、そのとき、保育園、幼稚園についてご議論いただいたわけですが、学童保育の分がまだ終わっていないということで、今回、学童保育所についてのご議論をいただくことになると思います。よろしく願いいたします。

それと、あと、協議会につきましては、この前、4月に一度教育民生常任委員会のほうで報告をさせていただきましたあけぼの学園の移転整備について、病院の誘致についてのスケジュールが固まりつつございますので、そのあたりを報告させていただきたいと思えます。どうかよろしく願いいたします。

○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。

それでは、ちょっと人数は少ないですが、一人一人活発な議論ができますようによろし

くお願いをいたします。

それでは、学童保育のあり方について、お手元には前回、前々回の資料を委員の方にはお配りさせていただいておりますので、その学童保育の部分について説明のほどをよろしくお願いいたします。

○ 加藤こども未来部次長

皆さん、おはようございます。こども未来部の加藤でございます。

学童保育所についてということでございます。前回、8月12日が2回目ということで、時間もたつてございますので、7月22日に1回目、8月12日に2回目、今回3回目ということで、前回の資料もお手元にお持ちだとは思いますが、あえて用意をさせていただきました。

それで、学童保育所につきましての資料でございますけれども、7月のときにご提示させていただいた資料につきましては、7ページから学童保育所の現状についてというところになってございます。こちら、初回のときには四日市の現状、38小学校区中35の小学校区に42カ所の学童保育所を設置しているということの現状、あるいは、8ページにおきましては、平成22年度から平成26年度までの学童保育所の数、あるいは学童保育所の利用者の数の推移、それから、8ページの3番目としましては、補助金の制度、国の補助金、市単独の補助金の制度というところでございますし、9ページにおきましては、法改正の概要というところで、国のほうが平成27年4月1日から運用してまいります、子ども・子育て支援事業計画の一環として、学童保育所につきましても、市が運営に関する基準を条例で示すというところで、そういった法改正についての課題のほうを9ページのほうにお示しさせていただいておりますし、10ページにおいては、そういった42カ所の各学童保育所の受け入れ児童数でありますとか、1人当たりの児童のスペースが何㎡なのか、1.65㎡をクリアしているかないかということ、あと、10ページの右側のほうは、学校施設など、公の土地、施設を利用しているのか、民間施設であるのか、建物についても同様の形での資料として、平成26年6月1日現在のものを提示させていただいております。

それと、2回目の資料でございます。8月12日の資料におきましては、16ページからになります。

16ページ、17ページにおきましては、学童保育事業における補助金の交付状況、平成23、

24、25年度、3カ年における交付実績等も示させていただきながら、16ページの中段におきましては、運営費補助金についての運営基本額でございますとか、国、県、あるいは市単独の加算の額、17ページにおきましては、その他の補助金ということで、備品購入費でありますとか、建築費の補助金、AED整備費補助金等々、記載の内容のように詳細にわたって示させていただいたところでございます。

それと、18ページにおきましては、近隣他市、津市、鈴鹿市、桑名市の3市との比較ということで、それぞれ学童保育所の数でありますとか、運営方法等についての資料として示させていただいたところでございます。

きょう、新たに資料として用意をさせていただきましたのが、10月17日、所管事務調査資料で、学童保育所についてというところの資料でございます。

こちらにつきましては、1ページ、2ページにおきましては、学童保育所の施設整備状況、ケース別ということで書いてございますけれども、いろんなパターンがございますが、主なものについて三つのパターンで分けさせていただいております。

1ページの上でございますけれども、A学童保育所という表示になっておりますけれども、括弧の中に記載をさせていただいておりますけれども、小学校の敷地内に専用施設を新築しているケース、それから、中段でB学童保育所、これにつきましては、民有地、民間の敷地を借りていただいた上で専用施設を新築したものの、建物は学童保育所の建物ということで新築をしたケース。それから、2ページにおきましては、上がC学童保育所でございますけれども、小学校の余裕教室を活用して学童保育所を設置しているケースと、その三つのパターンに分けてまとめております。

2のほうにつきましては、そういった学童保育所の施設面から見た課題という形での資料でございます。

1ページに戻っていただきまして、A学童保育所、小学校敷地内に専用施設を新築したケースでございますけれども、学童保育所の概要（1）としまして、児童数、ことしの5月時点の数字としましては43名、内訳が1年生から6年生までということでございますが、こちらのところは5年生、6年生ともにゼロということで、1年生から4年生までの構成となっております。開所日数につきましては、287日ということですので、250日以上という国の基準は当然クリアをしておるところでございます。

③の利用料でございますが、いわゆる保育料ですが、こちらがちょっと各学童、この三つのケースを比較するという意味で、あえて小学校1年生で土曜日の利用がない状態、平

均月20日程度の利用料金というパターンでの表示とさせていただいています。学童保育所によりましては、各学年ごとに保育料が変わっているところもありますし、兄弟保育というようなところで、安くなっているケースもあります。また、学年が上がるにつれて安くなってきておるといふケースもありますので、ちょっと比較という意味で、あえてそういったケースで保育料とおやつ代に絞って示させていただいております。

こちらの保育料9000円、おやつ代1500円というところがございますけれども、(2)の保育会計の収支決算、平成25年度の決算で収入収支をまとめさせていただいております。こちらにおきましては、事業費としましては830万円余というところがございますけれども、その上の利用者負担金、これは保育料の収入230万円余でございますし、補助金収入、中段が市からの補助金と、593万円余というところがございます。全体の収入の割合でいきますと、この学童保育所の場合は、71.5%が補助金収入のウエートとなっておるといふところがございますし、右側の支出におきましては、人件費の占める割合が82.8%となっておるといふところがございます。

その(3)でございます。施設整備概要でございますけれども、整備面積は91.8㎡と、これ、延床面積ですので、専用区画といいますか、国でいいます面積以外のもの、トイレとか玄関等も入った面積になっております。整備費用としましては1627万5000円で、その内訳としましては、市からの建築費の補助金が限度額いっぱいの900万円というところがございます。借入金700万円、自己資金27万5000円というところがございます。それから、敷地・施設使用料というところで、こちらは学校の敷地内で建てておりますので、市の固定資産税相当額、10%に当たる部分ですけれども、年額としまして11万710円という額になります。

Bの学童保育所につきまして、こちらは民間の土地を借りて専用の施設を新築したケースでございます。

こちらの学童保育所におきましては、平成26年5月の段階で36名、内訳としまして、1年生から6年生の記載のとおりでございます。それと、開所日数についても289日、利用料につきましては、保育料8500円、おやつ代2000円というところがございます。

こちらの保育会計、(2)の収支決算につきましては、全体の経費としましては536万円余、うち、市の保育料収入が84万円、補助金収入が452万3000円というところで、補助金のウエートが84.3%とかなり高いウエートとなっております。それから、支出におきましては、人件費の占める割合が92.3%、ほぼ人件費で占めておるといふところがございます。

す。

施設整備の概要としましては、整備面積が99.37㎡、それから整備費用が1675万1380円というところで、内訳は建築費の補助金、こちらも限度額900万円を活用していただいております。他が自己資金でございます。それから、敷地・施設使用料は、こちらは民間の土地を借りていただいておりますというところで、月額15万円、年間でいきますと180万円ということになります。

続きまして、2ページでございます。

C学童保育所、こちらは小学校の余裕教室を活用して学童保育所仕様に改修をしたというケースのものでございます。

こちらの学童保育所の概要としましては、平成26年5月時点での児童数が19名、内訳は記載のとおりでございます。6年生だけゼロと、5年生も1人ということで、徐々にやっぱり学年が進行するに伴って人数が減っていくというような傾向のところ、これも他の傾向と同じでございます。開所日数は251日、それから、利用料が、保育料6000円、おやつ代2000円と。

それから、保育会計、平成25年度の収支決算としましては、994万円余のうち補助金収入が605万2000円、保育料の負担金、保育料収入が389万600円というところで、補助金の割合としては、こちらは60.9%となっております。支出における人件費の割合としましては、こちらは65%というところでございまして、学童保育所によりまして人件費の占める割合、あるいは補助金の占める割合等、それぞれ異なっておるというのがあらわれておると思います。

それから、3番目の施設整備概要でございます。こちら、99.35㎡、整備費用としては、225万円、基本的に教室としての部屋そのものはできておりますので、内部の改修、あるいはエアコンとか、そういったものにかかわってきますので、比較的金額は低くできるというところでございます。内訳としましては、建築費補助金150万円、限度額は200万円でございますけれども、150万円ということで利用いただいている。他は自己資金というところでございます。敷地・施設使用料というところでございます。こちらは8月から入っておりますので、12カ月分の8カ月という月割りにはなりますけれども、30万7620円と。こちらにおきましては、公有財産、固定資産税の算出が100分の4というところで、土地だけ借りるというよりは額としては高くなっているというところでございます。

それから、2番目の中段のところ、学童保育所の施設面から見た課題というところで

けれども、これまでの三つのパターンからありますように、施設整備に係る費用負担というのが、民設民営ということもありますので、いろいろ資金調達という部分で困難な部分があるというところがございます。

2番の家賃等の負担につきましても、先ほど申し上げましたような、家賃そのものも市街地に立地するところ、そうでないところによって額がかなり違ってきます。

(3) 学校施設を利用する場合、あるいは学校敷地を利用する場合と、そうでない場合との違いが大きいというのが(3)でございます。

(4) におきましては、こういった実情を踏まえた中で、学童保育所の設備及び運営に関する基準について条例を制定していくと、1クラス当たりおおむね40人以下である、あるいは1人当たりの面積が1.65㎡である等々、そういった基準がございますので、これを厳密に運用していきますと、現状の学童保育所そのものが成り立たなくなるというところもございますので、国のほうもそういった意味でおおむね1.65㎡以上、あるいはおおむね40人以下ということで幅を持たせた表現になっております。こういった形について、今後、市としてこういった形で運用していくか、見直しをしていくか、補助金の制度も含めて、来年度に向けての対応が必要になってくると考えております。

3ページにおきましては、先ほどのA、B、C、三つのパターンを一覧にまとめたものがございます。

説明のほうは以上でございます。

○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。

説明はお聞き及びのとおりでございます。

それでは、委員の方の意見、また、質問等あればお願いをいたします。

○ 石川勝彦委員

ちょっとおくれて来ましたので説明途中からですが、ざっと見せていただいた感じ、それと、平生からの関心を持っておる部分について、若干、今の説明の中で十分な説明がなされなかったところについて、あえてお尋ねをしたいと思います。まず、人件費が80%あるいは82%、84%、あるいは学校の施設というところと60%ですが、いわゆる指導員がそれぞれ配置されておりますけれども、たくさんある学童保育所の実態について、どの程度、そ

れぞれの特徴があり、個性があっていいと思います。

ただ、本来の学童保育所のあるべき姿を整備していくというか、ソフトの部分が今後さらに1年生から3年生、低学年だったのが6年生までになりますよね。そういう中でどのように指導員たちが質を高めながら、指導員自身の質を高めるということと、指導員のコミュニケーションというのがありますが、どのような形で子供たちを受け入れて、そして、学童保育所としての機能を高めているかというか、機能を高めているところまでいかなくても、機能しているかという、この辺の実態は掌握されておるのでしょうか、いかがですか。

○ 加藤こども未来部次長

石川委員のほうから、今、私きょう時間の関係もありまして、ソフト面についての説明がちょっと欠けております。ハード面といたしまして、施設の補助金の制度でございますとか、運営についての部分についての説明ということになってしまっておりまして、一番、ある意味大事な部分、学童保育所の運営の中身そのもの、子供たちの遊びの場である、あるいは生活空間の場であるというところで、いかに1年生から6年生までのその期間を過ごす上において、それぞれの個性を生かす、育てていくという部分の機能が一番大事であるというふうに認識をしております。

そういった中で肝心な部分の一つでございますけれども、指導員の資質向上というところがございます。42学童保育所でたまたま三つのパターンを例示として出させていただいておりますけれども、42カ所の学童保育所で、平均でいきますと、大体6人ぐらいの指導員の方がみえるというところでございます。少ないところは3名から、多いところは16名というような登録人数になっておりますけれども、例えば16名、多い状態でございますけれども、あくまでも、これは登録人数ですので、非常勤の方で週に2回、週に2人で担当していただいているというようなケースもございます。常勤の雇用の方もありましたり、4時間であったり、6時間であったりとか、そういったパートの方もおみえになります。

そういった中で、それぞれの個々の学童保育所が抱えている課題、あるいはノウハウ等につきまして、やっぱり42学童保育所がそれぞれ情報共有をしていただく、さらに資質の向上に向けて情報共有化を図っていただくということが大事ですので、そういった部分については、従来、年間3回、市が研修会を開催してございましたけれども、それも5回に拡大をして、ことしから実施をしておるというところでございます。

また、国のほうでそういった指導員の資質向上につきまして、各都道府県知事が研修を実施すると、そういった研修を5年以内に終了するという必要性も出てきております。これに加えまして、県だけでなく、市としてもいろんな形でそういった研修が補完できるような仕組みにつきましても、今後、十分検討してまいりたいと思います。石川委員おっしゃいましたように、基本的にそれぞれの学童保育所、一つ一つがやっぱりそれぞれのカラーを持ってみえますし、運用の手法も持ってみえますので、そういったことも、市としても直接足を運びながら、一層の充実に努めていきたいというふうに考えております。

○ 石川勝彦委員

わかりました。

それに関連してお尋ねしますが、補助金がほとんど人件費に回っていますよね。その人件費の使い方、今、6名平均ということですが、2名から3名、多いところでは16名、非常勤等といろいろ都合つけて来ていただいていると、これが現状のそれぞれの保育所の実態からいって当然かなというふうに思いますが、その補助金の使われ方、いわゆる人件費の問題ですね。この辺のところについて、明確な補助の使われ方をしているかというチェックをしていかないと、やっぱりコミュニケーションの問題で、支障を来すことが出てくると思うんですよね。

だから、当然、責任者がおられると思いますが、その辺のところについて、どのような補助金の使い方、それから、補助金の効果、その辺のところは、数の問題から質の問題に向かっていかなくちゃならない時代になってきていると思うんですよね。古くは、もう十幾つしかなかったのが、今、既に42カ所もあって、ますます学童保育所の存続価値というのは大きくなっていこうかなと思うんですが、その辺のところについてはいかがですか。

○ 加藤こども未来部次長

石川委員から補助金の使い方、人件費も含めてというところのチェック体制はというところでございます。こちらにおきましては、毎年度、1月下旬から2月の頭にかけてまして、全学童保育所を周りまして、補助金の、保育会計全体の状況をチェックさせていただいております。その中で領収書等のチェックも当然でございますけれども、ふだんの運営をしている内容についての課題等も時間のある限り聞かせていただいております。それをベースとしながら、また随時、各学童保育所のほうにも足を運んでおる

というのが実態でございます。

その効果につきましては、具体的に、これ、数値で出すといいますか、それぞれの学童保育所の特色がございます。人数が少なくてもうまく学童保育所の方針といいたししょうか、子供たちに伝わっておって、子供たちも動いているというような、機能的に動いているケースもございますので、ちょっと外れるかもわかりませんが、面積が広いからいい、狭いからだめだというのは必ずしも言えないところがあると思います。そういった運用の妙といいたししょうか、それぞれの皆さんの思いも受けとめながら対応しているところがございます。

○ 石川勝彦委員

補助金の使い方については十分チェックしていただかないかと思えますし、結果だけのチェックじゃなくて、やはり常日ごろからのモニタリングというか、そういったところのことから数から質を高める、少ないけれども程度と質は高い、健全に受け入れておるなど。けれども、大きい規模だからといって、あるいは人数が多いからといって質的にどうかという問題もありますよね。だから、その辺のところをやっぱり行政指導、方向づけをしていくということは大事かなというふうに思います。

それから、もう一点、これ、施設整備についてお尋ねするんですが、これから小中学校、温暖化で暑いということで、特に学校をいわゆる下校した後の受け皿としての学童保育所のあり方ですね。この整備するということの中に空調設備は当然入っておるのかですね。これはプラスアルファの部分なのか、今後はどういうふうにしていかれるのか、現状と課題という視点、両面からお答えください。

○ 加藤こども未来部次長

石川委員のお尋ねの空調関係につきましては、今、全ての学童保育所で完備をされております。それと、補助金といいたししょうか、その対応につきましては、新規に建てる部分につきましては、状況によりまして、工事、建築費の中での対応ということもありますし、1カ所当たり100万円の備品購入費等の対応もございますので、物によってはその中での対応もできていくというふうに考えております。全て、今後に向けましても、そういった空調管理、生活の環境の確保という意味については、十分対応していきたいと思っております。

○ 石川勝彦委員

このC学童保育所の小学校余裕教室を改修というところですけども、まだ小学校は全室空調というところまでいっていませんよね。学童保育所は特別扱いで空調は整備しているんですか。

○ 加藤こども未来部次長

特別扱いという形かどうかあれですけど、空間として、やっぱり生活空間というところでございますので、若干、学校の教育施設との違いが出てくるかもわかりませんが、こちらは空調のほうも、その後、入るときに設置をしてございます。

それと、これはちょっとまた話それるかもわかりませんが、小学校の余裕教室でございますので、放課後での学童保育としての活動でございますので、他の教室等への区切りといたしましょうか、学童保育所としての空間を確保するような部分も含めて、補助金等で対応してございます。

○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。

きょうは午前中をめぐるとのことなので、この後、協議会もありますから、11時10分ぐらいをめぐりにこれを議論したいと思います。管内視察でも伺わせていただいて、何回か、前回は多少本市の学童保育の現状については、大きいところでは一旦ご意見というか意見交換とか議論はさせていただいたところですので、今回は資料も直近の三つの施設の整備とか、そういう施設面から見た課題というところで整理をさせていただきました。

施設整備に係る費用負担とか、家賃等の負担、また、学校敷地を活用する場合とそうではないところの比較であったりとか、学童保育の設備と運営に関する、これから条例制定をする中でどういうふうなことを考えていけばいいかというようなことも含めて議論をしていきたいなというふうに思っていますし、特に民設民営の一番の課題というところで、財政的な負担というところがなかなか厳しいのではないかなというところで、その辺をちょっと、ある程度というか、焦点をちょっと絞らせていただいて、多少ほかの角度からもいいと思うんですけども、その辺の議員間討議をいただければなと思いますが、その辺の意見はございませんでしょうか。

○ 豊田政典委員

質問ですけど、2ページの2番で課題をまとめていただいた中で、2番の(2)、家賃の負担が市街地の民地であれば高くなるというのは想像できるんですけど、資料がよくわからないので、このA、B、CでいうところのBが高額だというふうになっているはずなんだと思うんですけども、1ページのBの表を見ると、支出のところ、使用料というのが37万4000円になっていますやんか。それは、これ、間違っていないんですか。3ページでは、敷地・施設使用料がちょっと全然違うんですけど。3ページだと月額15万円で年額180万円ですよ。ところが、1ページでは37万4000円になっているので、もろもろ合わせた需用費等がね。この見方をちょっと教えてください。

○ 加藤こども未来部次長

大変申しわけございません。ちょっと表示のほうが曖昧といいましょうか、平成25年度、豊田委員おっしゃってみえます、(2)の保育会計収支決算、これ、平成25年度でございます。それで、こちらの整備のところにつきましては、平成26年度に整備をしたものでございますので、この25年度決算の中には反映されておられません。ちょっと年度的に差が1年ずれておるといところでございます。申しわけございません。

○ 豊田政典委員

そうすると、現状は3ページのところで、これも月額であったり年額であったりわかりにくいんですけど、また、8カ月であったりね。Bがこの三つを比べる一番高くて、桁違いに高いということですよ、年額180万円。それはそうなんだろうということなんですけど、それは7月のときに休んでいましたんで、そのときに議論あったかわかりませんが、42カ所あるうちの土地、建物が、7月の10ページを見えていますけど、土地、建物、公共、公共というのが9保育所で、公共、民間の建物というのが10カ所、民、民が23カ所、公共の土地や建物を使う場合の何か基準というのはあるんですか。あわせて、学校以外の公的施設というのとはどんな内容なのかというの、二つぐらいありますので、ちょっと聞かせていただいて、だから、そのあたりに不公平感がないかなというのを少し知りたいので聞いているんですけど。

○ 加藤こども未来部次長

まず、学校施設といいたまいますか、余裕教室が借りられるかどうかというところにつきましては、教育委員会としましても、基本的に利用可能なものについては学童保育所の用に供するように全面的な協力をするという方針の中で、余裕教室として学童保育所に提供できるかどうかの一つの判断基準としましては、今後5年間、そういった形で、学童保育といいたまいますか、これ、学校現場からいいますと、目的外使用という形になりますので、余裕教室として活用が5年間は少なくとも利用できるというのが一つの判断であると。そういった中で可能であればぜひとも活用のほうに進めていくというのは、今後の方針もそういったことをごさいます。

それで、土地、建物の使用料の関係でございませけれども、行政財産の使用料ということで、土地の使用料につきましては、100分の4以内でというところをごさいますので、Aの学童保育所の敷地内の使用料は、固定資産評価の100分の4という形での金額が出ておりますし、Cの学童保育所の建物を借りる場合は、先ほど申し上げました、100分の10以内ということで、その割合での金額が出されておるとというのがこの根拠でございませ。

また、それぞれ公共の場合、敷地の場合も学校の敷地ばかりではなくて、あと、市として所有している水道の水源地の跡といいたまいますか、そういった利用可能なところのものも活用させていただいているケースがございませ。それぞれのケースによって異なりますけれども、利用料の算出としてはそういう形で考えております。

それと、申しわけございませせん、公的施設という表現の部分につきましては、具体的に言いますと、廃園となった幼稚園の跡ですね、そちらの活用をしたものもございませ。それと、もう一点は、警察の官舎で使っていないところがありますので、それも活用しているところをごさいます。

○ 豊田政典委員

余裕教室の使用を認める場合の基準というか、余裕教室に限って聞けば、5年間ということをおし説明いただきましたけれども、そうすると、要望があつて、5年間というのが確認できたら全て認めてきたということ。余裕教室の定義というのもあると思うんですけど、断ったケースというのは余りないんですか。

○ 加藤こども未来部次長

具体的にちょっと手元の資料としてどういったケースというものまではありませんが、基本的に、学校長として学校運営に支障がないということが一つ判断ございますし、教育委員会としても、今後の利用計画が特になんないというのが、一つ判断がございまして。ただ、例えば敷地内に利用できるようなスペースがあった場合であっても、その下に下水道管があるとか、配管的な、その学校の形状あるいは構造物の関係で利用が難しいなというケースはあったというようには聞いております。

○ 豊田政典委員

もうちょっと、7月22日の資料の9ページの一番下に、これは項目としては、法改正をはじめとした学童保育事業を取り巻く課題で、既存公有施設等の有効活用というのがここに書いてあるんですけど、これは何なんですか。これは国の方針なのか、市の考え方なのか、これはどういう、ちょっとさかのぼって悪いんですけど。

○ 加藤こども未来部次長

こちらにつきましては、家賃といいますか、その借地料も含めて、民地の、あるいは民家を借りるというよりは、市の方針としましても、既存の公有施設は有効活用していくと、大きな枠組みの中での判断でもございまして、最近、特に国が学校のそういった学校施設を初めとした公共施設を有効活用していくようにという大きな方針の一つとしても掲げてございまして。国がそういった形での方針であるからというわけではありませんが、市としても既存で有効活用が可能なものにつきましては、極力活用していきたいと。ただ、求めている学童保育所とそういった公共施設との位置関係が必ずしも一致するかどうかという、ちょっと現実的な課題はありますけれども、そういった考えでございまして。

○ 豊田政典委員

話、少し戻りますが、公共の土地があったり、建物があつたりして、そうすると、開設者がそれを探して、あれは使えないかみたいな形で、開設者のほうから市に対して働きかけを行い、条件が合えば、基準に沿った形で貸すと、それが現状ですよ。

市のほうは、今、説明いただいたように、有効活用という観点から、遊休土地であつたり、そういうのは積極的に貸していこうと、そういう考え、方向性はそれでいいですか。

○ 加藤こども未来部次長

そのとおりでございます。

○ 豊田政典委員

きょうの資料の2ページに戻りますが、今後、法改正によって、40人以下であるとか、面積であるとか、移設や分割、増築とかそういうのがふえてくるだろうと。これは、見通しとしては、42カ所分の幾つというのはあるんですか。また、新設の話とかというのはあるのか、ないのか。

○ 加藤こども未来部次長

まず、新設というところは、今のところございませんが、分割、第2学童保育所等をつくりたいというのはございます。ことしの所管事務調査でも、泊山学童保育所さんも見てくださいましたけれども、やはり面積的な部分も限られておりますので、何とか第2学童保育所のほうの設置に向けて、土地等も現在当たっていただいているという状況でございます。

それと、この(4)の下のところでございますけれども、一番可能な部分といいますか、経費がかからずに済む可能性としましては、学童保育所の面積が十分あった場合は、40人を超えた場合、50人になった場合でも、20人と30人、あるいは25人、25人の二つのクラスに分けるという手法もございます。ただし、二つのクラスに分ける場合は、それぞれのクラスに2人以上配置しなければならないということがございますので、その場合も指導員の確保というのが課題にはなっております。まだ、これからも二つ、三つといたしまししょうか、人数の状況に応じてふえていく可能性とか傾向はございます。

○ 豊田政典委員

もう一つ、A、B、Cの各学童保育所を比べた1ページ、2ページの収入部分の利用者負担金の比率を見ると、なぜかCが一番高いですね、39.1%。一番安いのはBの民地、15.7%。これはちょっと意外というか、考え方、今までの説明とちょっと違うんですけど、これは何か特殊事情とかあるんですか。民地のやつが一番高いような気がするんですけど、そうならない。

○ 加藤こども未来部次長

Cの場合におきましては、若干、この利用者負担金が高いという部分、これも具体的にこういう状況だから高くなっているというのは、それぞれの保育料の構成割合によって違ってまいりますので。

○ 豊田政典委員

間違えた、ごめんなさい。

ちょっと今のはなしで、補助金の収入の比率とかが、Bが一番高いのはいいですね。まあ、いいや、今のなしにしまして。

○ 中川雅晶委員長

もとい。

○ 豊田政典委員

意見というか、議員間討議せいということなので、ざっと言うと、開設しようと思った地区、近くに適当な公共用地や余裕教室があれば安くできるということなんですけれども、それはそれでいいんですが、余りにも桁違いに、民有地を使う場合が一桁違うくらい負担が重いわけですよ。ところが、補助金が思った以上に高くなっていないとか、まあ、A、B、Cは人数も違うので条件も違うんでしょうけれども、今の収入額を見ても一番少ない。

この辺が不公平とっていいのかわかりませんが、これから分割やら何やらとか、移転も考えるかもしれない。もうちょっと民地活用をしやすいように補助制度を考え直すとか、あるいは公共施設がどれだけ基準が厳しいのかわかりませんが、活用をもっと積極的に促す方向にいてもいいんじゃないかという印象ですけど、非積極的という確証はないんですけど。

○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。

○ 豊田政典委員

こども未来部だけの話じゃないので、果たしてほかの部局にそういうのが浸透しているかどうかというのでも聞きたいところですけど、そんな印象です。

○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。

ほか、このことに関して意見。

○ 野呂泰治委員

議員間討議ということですから、今、豊田委員いろいろ言われていましたけれども、四日市の現在のこの42カ所の学童保育所なんですけれども、市はこうやってしていますけど、我々としては、四日市市に子供のこれからのこういう施設が一体どのぐらい要って、そして、どの地区にはどういうふうな形であるのがいいのか、また、保育料というか、保護者の負担金も各地区で恐らく違っていると思うんですわ。どこまで行政が補助してもらえるかと。むしろ言えば、子育て世代だと、もう子供さんがこれだけいろいろ少なくなってくるし、親も大変なんだから、もう補助というよりか、一括全部行政が保育園とか幼稚園、そういう制度として条例つくってでもやるぐらいというぐらいのものがあってもいいんじゃないかと僕は思うんですわ。

それぐらいの時代の波というか、世の中そんなふうに変ってきているんじゃないかと思えますんで、その辺、豊田委員、いろいろ細かく、いろいろ差とか、民設公営とか公有地をこうこうとか、あるいは市民がこうなっていますけど、本来だったら行政が全部市立学童保育所をつくるぐらいの、やっぱり我々も意見を提案というか、そのぐらい僕は思うんですけど、どう思います、豊田委員。

○ 中川雅晶委員長

その議論は前回もあって、公設公営、それから公設民営、民設民営とそれぞれあって、それはそれぞれの意見、それぞれのいいところ、悪いところとはあるとは思いますが、これを今現在、例えば公設民営がいいと判断して、公設公営がいいと判断しても、すぐにそれを移行するというのは、なかなか現実的ではないので、今、こういうような議論になっているところをご理解いただきまして議論いただければと思うんですが。

ほか。

○ 樋口博己委員

豊田委員が補助金という話の中で、石川委員もご指摘ありましたが、補助金収入が人件費等にほぼいっているというご指摘の中で、受け入れ学童の人数に応じて補助金が――施設に対する補助金もあると思うんですが――補助金収入がほぼ人件費等にしていると、子供の受け入れの人数に応じた補助金額が来て、それに応じた人件費が発生するのかなと思うんですけれども、ちょっとCの学童保育所の人件費が子供の数に対して高いということは、手厚いサービスがされているのかなという、数字では思うんですが、その辺の格差があるような気がするんですが、その辺、ちょっと少し説明いただけますか。

○ 加藤こども未来部次長

樋口委員から受け入れ人数によって運営費補助が出ているということのお話でいきますと、8月12日の2回目の資料の16ページから17ページにわたってのところの16ページでございますけれども、こちらの2番、各種補助金についての運営費補助金、黒い四角で書いてございますけれども、運営基本額というのがございます。これが児童数別で、一番左が5人から9人、10人未満のところから、一番右が71人以上という、それぞれの受け入れの人数によりまして、あるいは開設日数250日以上なのか、250日未満なのかというところ組み合わせになりますけれども、それぞれの状況に応じた、まずは基準としての補助金がございます、運営基本額ですね。

○ 樋口博己委員

ちょっと補助が多い少ないというのじゃなくて、補助金そのまま人件費に支払われていると、人件費がたくさん、Cの学童保育所は人件費がたくさん充てられていますよねと。児童1人に対する人件費の割合が多いので、手厚いサービスになっているんじゃないですかということの説明をお聞きしたいんです。

○ 中川雅晶委員長

もうちょっとわかりやすい質問をしてください。よくわからない。

○ 樋口博己委員

そうしたら、補助金除いて人件費だけで言いますと、A学童保育所は43人の子供に対して629万円の人件費があると。C学童保育所は19人の学童に対して610万円の人件費があると。人件費がそんなに変わらないのに児童の数は半分ですよと。これは人件費からすると、手厚いサービスがあるんじゃないですかと。それはどういう理由なんですかということです。

○ 中川雅晶委員長

これは補助基準の説明。

○ 市川こども未来部長

先ほど次長が説明をしておりましたところの下の方に、障害児受け入れ推進費というのがございます。障害児を受け入れていただきますと加算がされます。例えば障害児三、四人とかですと、年間300万円ちょっとの補助があるということで、こういった加算が影響してきているということでご理解をいただきたいと思います。発達障害の子を受け入れようと思いますと、やっぱり手厚い配置をしないとけが防止とか安全が確保できないということがございます。

以上です。

○ 樋口博己委員

わかりました、ありがとうございました。

○ 諸岡 覚委員

その説明もう一回、わからんだ。障害児を何人預かると300万円ちょっとと言われました。

○ 市川こども未来部長

平成26年8月12日の第2回目の資料の16ページを見ていただきますと、基準が書いてございます。その他加算額、お手元に多分あると思うんですけども、障害児童1名から2名を受け入れますと163万9000円、障害児童を3名から4名受け入れますと300万2000円、障害児が5名以上になりますと327万8000円、この3段階で補助をしております。

○ 諸岡 党委員

ごめんなさい、ちょっと論点ずれるかもわかりませんが、昔よく、今もう引退された石田議員なんかこういう議論をしておったときに、例えば障害児、今、一、二名預かると163万円の補助金、3名預かると300万円の補助金とあります。そうすると、変な話、同じ補助金出すんやったら、もうその障害児の家庭に直接補助金突っ込んでやれば、わざわざ仕事行かんでも家で子供の面倒見れるんじゃないかとか、そういうような議論もよく石田元議員と昔しておったことがあるんですけども、お金の出し方というのはいろんな形があって、これはこういう補助金なんだろうけれども、同じ補助金出すのに、本当は自分で子供の面倒見たいけれども、見るだけの経済的余力がないから、わざわざ子供をどこかに預けて仕事をしにいくとか、そういう家庭もあるんだとしたら、どこかの何かのタイミングのときにそうやって直接家に補助金突っ込めるような議論もしていただければなと思って、意見だけでいいです。

○ 中川雅晶委員長

はい、意見ということで。

ほか、これに関する意見ありませんか。

(「全般的な」と呼ぶ者あり)

○ 中川雅晶委員長

全般的って、どこまで全般的なんですか。

○ 野呂泰治委員

この42カ所の学童保育所の例えば責任者、指導員さん、この全体会議というか、そんなのはやってみえるのか。また、皆さん方が現場へ直接、年に何回か足を運んで現状を把握してみえるのか、その辺はあるんです。

○ 加藤こども未来部次長

全体会議といいましょうか、学童保育所の連絡協議会という任意団体でございますけれ

ども、そちらがございます。ただし、全学童保育所が加盟というわけではございませんので、一部、加盟されていないところもございますが、そういったところにつきましても、ぜひ加盟もしていただくような中で情報共有を図っていただくということも考えてございますし、そういった場面で行政からの情報提供、あるいは学童保育所の現状の声を聞かせていただくというのが一つ機会がございます。

あとは随時、1月、2月に監査で現地へ足を運ばせていただくということもございますが、随時、そのときを見ながら、それぞれの学童保育所を訪問させていただいております。

○ 野呂泰治委員

ありがとうございます。

実は私も地区で少し学童保育所に参加をさせてもらっておるんですけど、地区では年に数回、いろいろな運営委員さんも寄っていただいて、いろいろ実情を説明してもらったり、新しい年度に向けての取り組みもやってもらっているんですけど、そこでもやっぱり指導員さんからのいろんなご意見でなかなか運営が、指導員の不足とか、あるいは施設はともかくとして、なかなか運営費用など、いま一つ財政的な面で非常に大変なんだというふうなことをよく意見聞いていますので、その辺をしっかりとやっぱり意見を聞いて、また、新しい施策に取り組んでもらいたいと、こんなふうに要望しておきます。

○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。

大体、論点、先ほども豊田委員から意見がありましたとおり、施設整備、民地を活用した場合の施設整備、今回の資料でB学童保育所のところの900万円の市の補助で借り入れはゼロになっていますが、これ、自己負担で積み立ててきていたということで、800万円弱ぐらいを負担されているという部分で、管内視察をしたところは個人の保証になって借り入れをされているとかという実態があるというところと、あと、人材の確保であったりとか、人材の育成であったりとか、なかなか雇用と言えるほどの給与体系にはなっていないというところの課題であったりとか、保護者負担は見てのとおり、この三つの施設を見れば、学校内敷地であろうが、民地であろうが、この差が格差と見るか、その範囲内と見るかというのは議論はあると思うんですけども、大体2000円ぐらいの差がついているというのが現状だと思うんですが、その辺のところの課題を見据えて議論ができればなどは

思うんですけれども。

○ 樋口博己委員

法の改正で、5年生、6年生も見るというふうになるかと思うんですけれども、いつときどんとふえるけれども、このまま子供がふえ続けるとは余り推計でも想定されていない中で、いつときふえることを対応することの支援のあり方というのは、何か違った考え方があるんでしょうかね。

○ 中川雅晶委員長

委員に聞いています、それとも理事者に。理事者。

○ 加藤こども未来部次長

現在の状況では10歳未満ということですので、小学校3年生以下というのが受け入れの対象となっております。国のほうが示しておりますのは、小学校1年生から6年生まで対象として拡大をすると。

もう一つ、国のほうでは、ただし、受け入れ義務までは求めないという言い方をしております。と言いますのも、この3学童保育所のところもございまして、特にA学童保育所のところは、5年生、6年生がゼロということで、4年生以下だから、5年生、6年生は継続で持ち上がっていくわけですから、途中で退所をしてもらうということはありませんので、いわゆる塾に行かれるとか、成長過程に応じて自分で自宅で勉強したりということもケースとしてはあります。

そういった意味で、傾向としては、学年が上がるにつれて、特に4年生、5年生は減っていく傾向があるという中で、国として対象は6年生まで広げるということになっておりますけれども、各学童保育所の皆さんにいろいろ聞いてみますと、特に余り一気にふえるということはないんじゃないかというところも一つの傾向としてございます。

ただ、ご指摘のように、拡大、範囲を広げる以上は、受け皿として何か考えているかというお尋ねだと思いますけれども、そういった場合は、クラスを二つに分けるといいでしょうか、学童保育所の中でその単位を二つに分けるようなことでの一時的な対応というのも一つ、一番大きな現実的な対応かなというふうに考えております。

○ 樋口博己委員

そうすると、新たな支援メニューというよりは、全体に大きな対応ということはなさそうだけれども、個別に相談に乗って対応、今の現状の補助メニューの中で対応できるだろうという予測があるということではないですかね。

○ 加藤こども未来部次長

6年生に拡大するという部分について、ちょっと絞ったお答えになってしまいました申しわけありません。基本は、いろいろご意見もいただいておりますけれども、学童保育所のハードではなしに中身ですね。そういった空間、あるいは環境の保育の内容を一層充実していくためには、豊田委員もちょっとおっしゃられましたけれども、各学童保育所によつての公平感といいましようか、負担の差が今現状ありますので、公の施設が利用できる、土地が利用できる、そうでないところ、いろんな負担の差を縮めていく方向性としては必要になってくると思います。施設の部分、あるいは財政的な負担が学童保育所の運営の足かせにならないように、少しでも補助の制度につきましても、ぜひとも充実、改善の方向に向けていく必要があるという認識ではございます。

○ 中川雅晶委員長

傍聴、報道機関さん見えていますので、報告しておきます。

○ 石川勝彦委員

ここの10ページの受け入れ児童数の数字が出ておりますが、学童保育所というのは、定員というのはあるようでないような感じもしますが、少子化が進む、そして、しかし社会事情から学童保育所の需要はまだ減ることはないだろうというようなことから、今後も人件費関係の補助金はふえていくだろうというふうに思うし、この1596名が現在の状況ですけれども、今後の見通しというか、やっぱりそれを受けて立たないといかんわけですね。

だから、その辺のところとか、あるいは、42カ所あるから、もう次はありませんということは、福祉の施設ではありませんが、やっぱり学童保育所も今後の新設ということも必要になってくるし、あるいは、人数が非常に多いところがありますから、今、クラス分けるとかいうふうなこともありましたがけれども、場所とか受け皿の条件が整備されておれば、この中にもありますが、借家とか民家とか、民家を有効に使うということも、四日市市も

かなりいろんな、どの地区でもそうですが、空き家がふえてきましたよね。

その空き家を有効に使ってということで、この42カ所の中にもありますが、幸いにしてその集落のど真ん中にあったりするから、これ、フリーに使わせていただいているというわけではありますが、外れにあたりすると、通うのに無理があたり、その辺のこともあると思いますし、新しく建てるということについては、整備することについては、やっぱり補助金だけでは対応し切れないところがあるんですね。つくったけれども、これからの運営というようなことになると難しいところが出てきますよね。

だから、その辺を考えると、保育所の新設ということ、人口がふえていく、少子化は進んでいくけれども、この需要はまだふえる可能性はあるだろう。いわゆる夫婦ともども働きに出るということになると預けたいと、帰ってくる、鍵っ子じゃなくて学童保育所で過ごして宿題もしということ、いろいろ指導員の方々、宿題をさせたりいろんなことをやっていただいている状況は目にしておりますけれども、その辺のことについて、今後の課題というか、今後の見通しというのは、どういうふうに所管の部署として考えておられますか。

○ 加藤こども未来部次長

現状の子ども・子育て支援事業に係るアンケート調査を実施しておる中で、学童保育所につきましても聞いておりますけれども、今、学童保育所を利用しているという方は8%ちょっと、9%切れるくらいなんですけど、今後、利用したいということにつきましては、大体5%ぐらい上がった13%ちょっとという形になっていきますので、傾向としてはふえていく、使えればぜひ使いたいということは、ニーズとしては右肩上がりということでございますので、そういった意味で、先ほどはクラスを分けるということも一つの手法であると申し上げましたけれども、新設、あるいは分割というところも出てくるのは当然でございますので、立ち行かなくなってからどうということではなしに、もう40人が50人、60人になっていく傾向があるところにつきましては、あらかじめ早い段階で、こういった手法があるのかというのは、担当課としましても各学童保育所とも相談をさせていただきながら対応していきたいというふうに考えております。

○ 石川勝彦委員

この42カ所をずっと見渡してみますと、各地区、24地区それぞれに公平に子供たちがそ

こへ寄るのはいいけれども、うちへ帰るのが遠かったり、そういうことと、それと、今のお話に増加傾向にあるということで、8%が13%になる可能性がある。ということは、かなりふえる可能性があるわけね。ふえる可能性があると、キャパの問題が出てきますよね。指導員の問題も出てきますよね。指導員は養成すりゃいいというわけでもないし、なかなかその辺のところも非常に、指導員でやっておってもそれが生活のいわゆる補助になるかという、なかなかその辺も難しいところもあったり、そうすると、指導員に手を挙げる人たちもそうはいない。そういう資格を取るといふか、そういう勉強の場へ行っても、失格しても補助員としておれるわけですけども、それだってだんだんと、今やっている人が、今からまだ10年も20年もやってもらえるかという保障もないし、補充がどういうふうにできるかという問題もあるよね。だから、その辺の問題が今後の課題として結構大きく検討余地があるのかなというふうに思うんですよね。

だから、子供の数ふえることに対する新しい施設の整備、それから指導員の補充、この辺のことについて、しっかりと今後、その場になってから検討していただくんじゃなくて、地域から上がってくるのをしっかり受けとめていただいて、多少芽が出ておるようだったら、それをやっぱり引き上げるような形で全体考えて進めていただくように、ぜひともお願いしておきたいと思います。

○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。

非常に大切な、樋口委員、それから石川委員の指摘やと思いますし、どんどん、これ、例えば補助を拡充しても、将来的に少なくなったらどうなのというところで、ただ、利用率が上がっていけば、絶対数としてまだしばらく伸びるのではないかなという見込みと、あと、機能として従来どおりの学童保育という概念であればさほどとは思いますが、いろんなところの先進地を見ると、いろんな付加価値をつけて学童保育所の児童の人員を拡充させたりとか、維持させたりとかとされているところがあるので、確かに経営を見れば、どれだけの学童保育所の受け入れというか、定員があるかによって、大分経営の内容というのは変わってくるので、その辺の部分はあるかなと思いつつ伺わせていただきました。

あと、時間がもう残り少ないんですが、先ほど施設の、新たに例えば施設整備するときの財政負担とかという部分のご意見はないですか。

私、個人的には、900万円の市の補助金でなかなか賄い切れない。今回の事例を見ても、やっぱり持ち出しを800万円弱ぐらいされていて、ほかの管内視察したときも大体それぐらいの金額を借り入れされているとかという部分の話を伺っていると、先ほど豊田委員からも提案がありましたけれども、やっぱり補助金の額の見直しをするのか、ないしは新たなそういう私立保育園とかに、昔持っていた貸付制度を創設するのか、いろんな手法はあると思うんですけど、もちろん個人の財産形成にならないということを担保しながら、そういうのを例えば条例とか要綱づくりの中において見直しを図っていくとか、いろんな手法はあるんですが、その辺に対するご意見とかはありますか。

いや、このままでいいという意見もあってもしかりだと思いますし。さして意見はない。

○ 樋口博己委員

今、中川委員長おっしゃられたんですけれども、プラスアルファのことを言われたと思うんですけれども、例えば1人当たりのスペースの問題で、一番広いところ、水沢学童保育所なんか、1人当たり19㎡ある。はたまた少ない、小さいところは0.77㎡とか。基準が1.65㎡以上だと思うんですけれども、そういう基準レベルへの環境改善に対しては別枠で支援して一定レベルをクリアできるような、そんな支援も必要じゃないかなというのはちょっと思いました。

○ 中川雅晶委員長

それは改築とか環境整備に対するということですよ。そういう考えもあると思います。

いや、そもそも、例えば分割した場合には新築の補助になるので、その新築の、今現在であれば、そのスペースによりますけれども、上限900万円という補助がありますが、なかなかその900万円で賄い切れていないというところが四日市の現状としてあるので。この900万円の上限というのは、国、県の補助費ではなくて、市単独で設定をされている金額ですよ。その辺がどうなのかなというところが。

ご意見伺って。なんかちょっと報告書を書くのに、いろいろ伺っているというところありますが。

○ 野呂泰治委員

この学童保育所の運営というか、経営というか、いろいろ利用者負担、それから補助金

あるんですけれども、その費用の使われた方が人件費とか、いろんな日ごろのもろもろも施設の費用なんですけれども、私に言わせれば、全て少ないんですよ、はっきり言って。人件費なんかの負担なんかでも、指導員さんが学校の教師じゃないんだ、学校と違うんだと言ってしまえばそれなんですけれども、やっぱりその延長ということで幼稚園、保育園、あるいは学童保育所、小学校ですから、その学校の延長というような考え方で捉えれば、もう少しやっぱり指導員さんの待遇をよくしないかんし、設備についても、1人当たり1.65㎡なんて、そんな広ければ広いほど私はいいと思うんです、はっきり言って。自由に伸び伸びと何でもできますからね。

ただ、そうなってくると、子供さんに対する監督というか、監視というか、その辺は若干いろいろ問題も、人もふやしてもらわないかんでしょうけれども、危ないという、そういうことがあるんでしょうけど、それと、これから高学年がふえてきますと、生徒間で高学年と低学年の間のいわゆる人間関係ですわ。いじめまではいきませんが、中にはもめごとなんか結構出るようにも、私、見ていますもので、そういう点も本当にきめ細かな対策というか、やり方をしっかりと見ながらやっていてもらいたいと。

しかも、補助金については、施設使用料なんかについても、もっと一定金額、民設民営、民間であっても、あるいは公設であっても、1年間の学童保育所の施設使用料はこれだけ市が補助しますというくらいの定額のような、あるところとないところと、はっきりいつて金額もかなりばらつきもありますので、その点だけちょっと意見があったら教えてください。要望というよりか、今、どんなふうを考えているか。

○ 加藤こども未来部次長

野呂委員からそういったいろいろな運営における費用についての補助といいたいでしょうか、市からの支援ということでございますけれども、それぞれソフト面での課題もございまして。それから、ハード面での課題もございまして。それぞれ現状において既に課題が山積しているというふうに私自身認識しております。これで11月定例月議会のほうで条例を制定するという形でまた予定をしておりますけれども、市が条例化をする以上は、そういった一定の質の担保といいたいでしょうか、する努力義務というのは、これは当然発生するわけでございますので、現状の補助制度でいいということには到底思っておりません。補助率、あるいは補助の上限額等、ある意味リセットするような形で抜本的に考えた中で来年度に向けていきたいと思っておりますので、また、いろいろご意見、ご協議も賜りたいと思っております。

○ 中川雅晶委員長

今、言われたように、条例を改正するに当たって、こういうところを見直していかなくちゃいけないというか、現実的な課題を抱えているところを、多少、時代に適応するような形で、また、現状の課題に適応するような形で考えていくことは十分に検討しなくちゃいけないということの答弁だったと思いますが、その辺を含めて。

○ 川村高司副委員長

ちょっと、学童保育事業を市がどのように捉えているのかというか、子ども・子育て関連3法で改正された児童福祉法に基づいて、今回、学童保育事業を見直しますよという。子供の数はどんどんどんどん減少傾向にあるという中で、いや、四日市市の学童保育事業は最終的には人口増、要は子育てしやすい環境をつくるための人口増というところも見据えて政策を実施しようとしているのか、あくまでも上位法、国等々がやっていることを、要は受け身の姿勢でやっているのか、その辺、覚悟というか、こども未来部として、この学童保育事業というのは人口減前提での施策なのか、いやいや、それとも最終的には人口増につなげていけるようなことも当然念頭において施策を能動的に打とうとしているのか、その辺の考え方というのだけちょっと確認させてもらっていいですかね。

○ 市川こども未来部長

川村委員からは非常にまた大きな課題についてご質問をいただいたと思っております。この学童保育事業につきまして、平成15年度は4000万円ちょっとの補助金でございましたけれども、これが平成24、25年度については、2億円を超える補助ということで、大体、規模としては5倍ぐらいにふえております。

補助の金額云々ということも当然あるんですけども、うちといたしましては、まず児童の福祉の向上のための施設であるということは当然なんですけれども、国が進めております女性の活躍の推進であったり、将来的に仕事、生産年齢人口がどんどん少なくなってくるということは、働き手が少なくなってくるということです。その働き手をふやすため、そういった働くためには、やはり子供さんを安全・安心に預ける保育所であったり、あるいは学童保育所であったりといった施設、それから、さまざまな子育て支援政策が必要であるというふうに認識しておりますので、うちとしては、能動的に考えていきたいし、総

合的に施策を打っていきたい、そのように考えております。

以上です。

○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。

ほか、これだけは言っておきたいというのがあります。

(なし)

○ 中川雅晶委員長

なければ、この程度で学童保育については締めさせていただいて、ここで、10分弱ぐらい休憩をとらせていただいて、再開後は協議会とさせていただきますので、よろしく願います。じゃ、再開は25分でお願いします。

11 : 16 休憩

12 : 02 再開

○ 中川雅晶委員長

それでは、委員の皆さん、最後にちょっと前回の議会報告会の件であります。

議会報告会のアンケートのご意見と、それから、議会報告会、シティ・ミーティングで出された意見というのをお手元に配付させていただいています。ずっと精査をさせていただいて、議会として協議すべき意見はなかったのかな。あとはその他の意見としての部分と、それから、各常任委員会で協議すべき意見というところで、その1ページ目の5番目の意見が唯一2番というか、委員会において協議すべき意見というふうに、一応こちらのほうで仕分けをさせていただきましたが、ご意見とかがあれば。

○ 諸岡 覚委員

タイトルが、これ、議会報告会、シティ・ミーティングで出された意見というタイトルですよね。1、2、3は議会報告会で出された意見で、4以降はシティ・ミーティングで

出された意見だということなので異様に思ったんですけど、この回答のところが全部議会報告会での回答となっているんですけど、これは以前からこういう書き方しておったんですか。

○ 中川雅晶委員長

余り気にしていなかったんですけど、どうですか。シティ・ミーティングでの意見という。

○ 諸岡 覚委員

シティ・ミーティングでの回答やったはずなんやけど、本当は。ここでは議会報告会での回答になっている。ただ、ここ、細かいことやもんで、以前からこれになっておるのか。

○ 中川雅晶委員長

気がつきませんでした、その辺、また。ほかのところと合わせなきゃいけないのは、また合わせて。

○ 野呂泰治委員

議会報告会、その中で議案に関する報告の回答がこれやね。シティ・ミーティングですか、そのあたりをちょっと。

○ 中川雅晶委員長

議会報告会、シティ・ミーティングで出された意見と上に書いてあるので、シティ・ミーティングの中での回答という意味ですよね。議会報告会の中での回答と分けて記載してくださいということですよ。その辺、ちょっとまた。

ほか、ありますか。

(なし)

○ 中川雅晶委員長

ないようでしたら、この内容で議会運営委員会のほうへ提出をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

5 番目の各常任委員会で協議すべき意見とのところは、これ、少人数学級についての効果検証等々でありましたので、次回の豊田委員から提案がありました、所管事務調査の中でこの辺のことも議題になるかなと思いますので、その中で議題として取り上げさせていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

それから、次回の日程ですが、10月29日水曜日、午後1時半からこの委員会室で、子ども・子育て支援事業計画についてと、四日市市スポーツ施設整備計画中間素案の報告についての協議会をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

ほか、委員の皆さんから何かございましたら。

(なし)

○ 中川雅晶委員長

ありませんね。

では、以上で本日の事項は終了しましたので、委員会を閉じさせていただきます。

本日は本当にお疲れさまでした。

12 : 06 閉議